

市第 46 号議案

平成 21 年度横浜市一般会計補正予算(第5号)(関係部分)

定額給付金の給付に合わせた寄附及び活用事業について

1 寄附金の予算配分(案)について

区 分	寄附の件数・金額 ※			9 月補正予算(案)	
	件数	金額(千円)	構成比	金額(千円)	構成比
A 若者の雇用支援	1,100	11,000	11.2%	16,000	16.3%
B 高齢者の安全	1,100	10,000	10.2%	18,000	18.4%
C 生活困難者への支援	5,700	50,000	51.0%	59,000	60.2%
D 横浜市におまかせ	3,300	27,000	27.6%	5,000	5.1%
合 計	11,200	98,000	100.0%	98,000	100.0%

※ 8 月末までの実績に基づいて、定額給付金の給付が終了する 11 月 18 日までの寄附を推計

2 配分の基本的考え方

寄附金額に基づき、項目ごとに支援内容を検討し、事業費を計上しました。

横浜市におまかせ項目の寄附額は、A～Cの項目へ配分することを基本としつつ、さらに、生活や就労が困難な状況の方々へ支援するという観点から、ホームレス等生活困窮者に対する支援事業と市民活動推進基金への積立てにも新たに配分しています。

3 寄附金活用事業について

A 若者の雇用支援

若者の就労支援事業(経済観光局)

《16,000 千円》

若年の就職を支援するために、介護・医療・ITなど人材確保が期待できる企業グループ・団体が実施する研修や実習などの職業訓練から採用までの一貫した就労支援事業に活用します。就労直結訓練プログラムは公募し、「横浜市地域連携雇用促進協議会」が審査・決定します。

B 高齢者の安全

連動型住宅用火災警報器設置事業(安全管理局)

《18,000 千円》

ねたきりの高齢者がいる世帯やひとり暮らし高齢者世帯などの世帯を対象に募集し、無線で連動する住宅用火災警報器 2 個を無償で設置します。

【裏面あり】

C 生活困難を抱える女性・子ども・障害者・外国人の子どもへの支援 <<59,000千円>>

(1) DV被害者等女性のための民間シェルター支援事業(市民活力推進局) <24,300千円>

DV被害者等の支援を行う民間シェルター運営団体に対して、シェルター入所者の当面の生活に必要なもの(衣類や歯ブラシなどの日用品等)や居住環境の改善(テレビなどの家電購入や壁紙・畳の張替え等)に必要なものに係る経費を(財)横浜市男女共同参画推進協会を通じて助成します。

(2) 児童福祉施設入所児童等生活支援事業(こども青少年局) <23,000千円>

児童福祉施設入所児童等のスポーツや文化活動を支援するため、児童養護施設や母子生活支援施設等に対して、活動に必要な経費を助成します。

児童福祉施設等から提出される子どものスポーツ・文化活動の支援事業計画書をもとに、各施設等へ支援します。

(3) 地域作業所等自主製品販売促進事業(健康福祉局) <8,000千円>

地域作業所等の自主製品の魅力づくりとその周知・定着を図るため、より多くの市民の目に留まり、繰り返し購入していただける製品開発を実施します。

また、地域作業所等の自主製品のイメージアップを図るため、共通のエコバッグを作成し、購入者に配布します。

(4) 外国人の子どものための日本語学習等支援事業(都市経営局国際政策課)

<3,700千円>

日本語の不自由な外国人の子どもたちの学習を支援するため、市内の団体や国際交流ラウンジ等と連携して外国人の子どものための学習支援に取り組んでいる(財)横浜市国際交流協会へ助成します。

同協会は、市内の団体やラウンジ等を通じて、外国人の子どもたちへの学習支援を行います。

◇外国人の子どもの学習支援団体に対する教材購入費の助成(1,820千円)

横浜市内で外国人の子どもの学習支援を行っている団体に対して、教材購入費を助成し、外国人の子どもの学習環境の整備を行います。

◇国際交流ラウンジ等による外国人の子どものための学習支援(1,880千円)

国際交流ラウンジ等を活用して、教材の購入やボランティア研修会の講師謝金など外国人の子どものための日本語・教科学習の支援を行います。

D 横浜市におまかせ <<5,000千円>>

(1) ホームレス等生活困窮者に対する支援事業(健康福祉局) <3,000千円>

ホームレス等生活困窮者への日常生活の支援として、寿地区で不足しがちな物(主に下着類や靴下など)の交付、医療・保健の質の向上のための寿診療所の機器・物品等の補助、ホームレス自立支援施設での求職活動のためのスーツ等貸与を実施します。

(2) 市民活動運営支援事業(市民活力推進局) <2,000千円>

公共の担い手として、福祉、保健・医療、国際交流など地域や社会のために欠かせない活動をしているNPO団体の活動を支援するため、市民活動推進基金(よこはま夢ファンド)への積立を実施します。

市第 46 号議案 平成 21 年度 横浜市一般会計補正予算（第 5 号）（関係部分）

緊急雇用創出事業

地域基礎情報整備事業について

1 緊急雇用創出事業の概要（全 41 事業 補正額 277 百万円）

国の経済危機対策の一環として、20 年度設置済みの県基金「緊急雇用創出事業臨時特例基金」に対して、国交付金が追加交付されたため、これを財源に、追加で短期雇用・就業機会（つなぎ雇用）を創出する事業です。

《参考》緊急雇用創出事業の要件

雇用期間：原則 6 か月未満

事業要件：総事業費に占める人件費割合が、概ね 7 割以上

業務に従事する新規雇用の失業者数の割合が、3 / 4 以上

2 地域基礎情報整備事業の概要

地域により異なる課題、多様化する市民ニーズに応じていくためには、各地域の実情に応じたきめ細かい対応が不可欠です。このため、連合町内会、地域ケアプラザ区域、小・中学校の学校区等小地域ごとに、国勢調査等の人口をはじめとする基礎的データを入力・集計することにより、地域単位での政策立案に活用します。

《対象調査》国勢調査、事業所・企業統計調査、商業統計調査、工業統計調査

3 想定される活用例

- (1) 保育所等の配置の検討
- (2) 地域福祉保健計画の策定
- (3) 地域単位でのまちづくりの検討 等

4 事業費・雇用創出効果

(1) 事業費

26,914 千円（全額、県基金を活用）

(2) 従事者数

9 名程度（うち、新規雇用に係る人数 7 名以上）

(3) 新規従事者の雇用期間

5 ヶ月間

市第 46 号議案

平成 21 年度横浜市一般会計補正予算(第 5 号)関係部分

A P E C 開催推進事業について

A P E C (アジア太平洋経済協力) 首脳会議等が、平成 22 年 11 月に本市で開催されるため、準備に要する経費：3,000 万円

1 2010 年 A P E C (アジア太平洋経済協力) 首脳会議等の概要

(1) 主管省庁

外務省・財務省・経済産業省

(本市は開催を支援)

(2) 横浜開催スケジュール

11 月 7 日 (日) ・ 8 日 (月) 最終高級実務者会合

11 月 10 日 (水) ・ 11 日 (木) 閣僚会議

11 月 13 日 (土) ・ 14 日 (日) 首脳会議

(3) 参加メンバー (21 の国・地域)

オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、中国、中国香港、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、チャイニーズ・タイペイ、タイ、米国、ベトナム

(4) 会議参加者数 (想定)

約 8,000 人 (メディア関係含む)

2 横浜開催決定以降の取組など

平成 21 年 3 月 25 日 横浜開催決定

〃 7 月 17 日 「2010 年 A P E C 横浜開催推進協議会」設立

〃 8 月 ~ ポスター、リーフレット、ホームページの制作など

3 補正予算内訳

(1) 今年度開催都市 (シンガポール) 視察、P R 9 0 0 万円

(2) 準備経費 (事務室賃借料等) 2, 1 0 0 万円